

2015/03/09 九州大学

**障害学生支援における
『社会的障壁の除去』とは
—発達障害学生を中心に—**

東北大学高度教養教育・学生支援機構

臨床教育開発室

吉武清實

平成28年4月
高等教育機関にとって
ひとつのチャレンジがはじまった

‘社会的障壁の除去’へ
‘合理的配慮 不提供の禁止’

person-environment fit (人-環境適合)

- コミュニティ心理学の基本概念
 1. 単に、障害を有する学生の大学適応の問題と
いうことではなく、
 2. 「障害」を有する一人一人の学生にとっては、
障害を有していない教職員・学生と過ごす場(環
境)への適合
有さない教職員・学生一人一人にとっては、
障害を有する学生を含む環境への適合
 3. 大学構成員ひとりひとりにとっての人-環境適
合の問題

国連「障害者権利条約」 2014年日本も批准

- 第2条 定義

合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**をいう。

- 第24条 教育

締約国は、障害者が、差別なしに、かつ他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

「障害者差別解消法」 2016年施行 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- **第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 **障害者** **身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**
 - 二 **社会的障壁** **障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう**

「障害者差別解消法」

社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的配慮に関する環境整備

- **第5条** 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する**施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない**

「障害者差別解消法」 2016年4月施行 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- **第7条** 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に**社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合**において、その実施に伴う**負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮**をしなければならない。
- **第8条** 事業者における障害を理由とする差別の禁止
事業者は、…**必要かつ合理的な配慮**をするように努めなければならない。

「障害者差別解消法」 2016年4月施行 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

- 第11条 主務大臣は、基本方針に則して、第八条に規定する事項に関し、**事業者が適切に対応するために必要な指針**を定めるものとする。
- 第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、**対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導もしくは勧告をすることができる。**
- 第26条 第十二条の規定による**報告をせず、又は虚偽の報告をした者には、二十万円以下の過料に処する。**

不提供の禁止が定められた 「合理的配慮」

1. 合理的配慮とは、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁をとりのぞくため、個々の障害者に対して、**社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合**において、個別の状況に応じて講じられるべき措置で有り…。
2. 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利を侵害することとならないよう社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと…。

不提供の禁止が定められた 「合理的配慮」

- 合理的配慮は、・・・当該障害者が現におかれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な手段及び方法により、かつ実施に伴う負担が過重とならない範囲で行われるものであり、**代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解の中で柔軟に対応がなされるものである。**

(内閣府 2014 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について(資料))

「不当な差別的取扱い」と 「合理的配慮の不提供」禁止

(内閣府 リーフレットから)

1. 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮不提供」禁止
2. 「民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務」
 - a) 「国の行政機関・地方公共団体等 禁止:不当な差別的取扱いが禁止されます。法的義務:障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。」
 - b) 「民間事業者 禁止:不当な差別的取扱いが禁止されます。努力義務:障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。」

高等教育機関に求められる 「障害者差別解消法」に基づく支援

1. この法律により「社会的障壁の除去」へ、「合理的配慮の不提供禁止」がうたわれた
 - 国公立...法的義務(違反すれば訴えもありうる)
 - 私立...努力義務
2. 平成28年(2016年)施行に向けての準備
 - a) 「各大学での障害学生支援窓口設置」
 - b) 「大学間ネットワーク」これらによる各大学の対応力形成、強化

社会的障壁

自明ではない ひとつひとつ特定し吟味する必要

1. 障壁となる、ある観念

- a) 教員, M先生の体験:「あなたひとり, 特別な対応は出来ません, 不公平になりますから」
- b) 障害学生:
 - ①「同じ専攻あるいは学科に進んできて, わたしひとり, 教育と学習の機会が得られません, (公平を求める訴え)」
 - ②「授業中に, 他の学生は得ることができている情報を, 私は得られないでいます, ~していただけませんか」
(情報補償: 聴覚障害, 学習障害)

障害者の権利に関する条約 平成18年国連総会採択

- 第4条第1項 障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する
- 第5条3項 平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適切な措置をとる
- 第5条4項 **障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない**

障害のある学生の修学支援に関する 検討会（第一次まとめ）

2012年（平成24年）12月21日

1. 合理的配慮の提供にあたっての議論を経てのまとめ（一次まとめ⇒二次まとめ）
2. 支援体制整備にあたって、参考（‘道しるべ’）になる内容
3. 個々の学生への支援の取り組みにおける模索を通して、修正、明確化、精緻化、洗練化

「障害」は、ひとくくりではない

- 「～障害」といっても多様，それぞれに異なる
 - ①「聴覚障害」といっても，聞こえにくさはさまざまであり，適する聴覚補償もさまざま
 - ②他の障害でも，とどこおり・困難はさまざま，適する対処も一様とはならない

合理的配慮

「その実施に伴う負担が過重でないときは」

- 「その実施に伴う負担が過重でないときは」
 1. 大学により, 学部, 学科・専攻(分野), により負担の過重に差が出てくることもある
 - ① サポートグループの作られやすさ
 - ② 施設整備予算額, など

事例

配慮申請者（聴覚障害）への支援経験から

●気付かされたこと

- ①「社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において...個別の状況において講じられる措置」としての「合理的配慮」であるが、
- ②学生は、授業についても試験についても、あらかじめ、自分にとってどのような障壁があるのか、どのような措置を望むのか、述べる事が出来るものではない、という事実

事例

教育としての障害学生支援

1. 支援を求めてこない学生は放置してよいということにはならない(教育機関としての大学)
2. 障害を持つ学生たちは、たいてい、授業者に「何を、どこまでお願いしていいか」わからないでいる
3. ニーズは、状況、関係性に影響されて、社会的に構成されてあらわされるもの
4. 特別支援には、学生が自分の**内なる障壁***と向き合い、自分にとっての社会的障壁を知って、必要かつ提供可能な措置について、求めてみ、協議する力(建設的に対話する力)を育てていく、という教育としての意義が存する
5. 「配慮なし」の状態続き、いつのまにか、意欲喪失、不登校、という例も生じうる

事例

夢の非不可能性

断念か、それとも

- 1) 特別支援担当者は、本人と家族の胸の内をまだ、十分に、語ってもらっていない？(どんな不安を抱き、どんな夢をもっておられるのだろうか)(移動困難性が解決するとしたら、どんな仕事を目指したいのだろうか)
 - 2) 自動操縦車によってどれだけのことが解決し、どれだけの困難が残るのだろうか
 - 3) 視覚障害の人が点字でなく墨字を読みたいという夢は実現した。聴覚障害の人が音声情報をリアルタイムで理解したいという夢も叶えられつつある(パソコンノートテイク, 手話通訳)
- ① 現状(当座のありよう)を受け入れることと、同時に、追い求め続けることと
 - ② 特別支援担当者や係わる教職員にも求められる姿勢ではないか

自閉症スペクトラム障害の学生，また注意障害の学生の躓きに抱く夢

- ① ロボット研究が進む今日，
 - 1) 実験科目，全て出席，レポート提出できず，留年繰り返す。レポートの「考察」が書けない。
- ② 自動操縦自動車のように，**考察作成を援助する教授学習システムは作れないものか？**
- 2) 注意障害があり，ミスを繰り返す。
- ③ やはり自動操縦自動車のように，**ミス防止を援助し，学業・研究・職業生活を補助するシステムは開発されないものか？**

(自閉症スペクトラム障害) への支援経験 から

●気付かされたこと

- ① **入学時の履修プラン作成**には、先輩学生による相談ではなく、特別支援室と学科教員・教務職員とで、援助(登録完了までの見守りも)する必要があること。
- ② 以降のセメスター(学期)で、自力で出来る部分が増えていくように、**教育的係わり**をしていく必要があること

事例

事例

教育的係わりの意義

- ① 自閉症スペクトラム障害 ‘変化に弱い, 見通せない状況でとても動揺する’ という個性
- ② 大学における特別支援担当者は, ‘見通せる状況’ になるよう環境調整するとともに, ‘見通せない状況での処し方’ について, 内なる障壁の除去とともに, 心理教育していくことも行っていく必要がある

発達障害学生を支援する

- I. 発達障害の学生 どんな学生たちか
- II. どんな支援が必要となり得るか
- III. どのように支援体制を構築するか
- IV. 課題は？

1. 発達障害学生 どんな学生たちが 発達障害とは

1. 発達期におけるさまざまな障害の総称
2. 発達障害者支援法(2005)の定義では
❖「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害*、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢期において発言するものとして政令で定めるもの」

*「自閉症スペクトラム障害」のこと(ほぼ同義)

発達障害の学生 どんな学生たちが

- 主な発達障害

- ① 学習障害

- ② ADHD

- ③ 自閉症スペクトラム障害（自閉症，アスペルガー症候群）

学習障害

● LD (Learning Disorder: 学習障害)

① 読み

② 書き

③ 算数の困難

(失読症、読字障害、失計算症)

ADHD

- ADHD (Attention deficit / Hyperactivity Disorder: 注意欠陥多動性障害)
- ✓ 注意障害、遂行機能障害 (不注意、順序立ての困難、多動性と衝動性)

自閉症スペクトラム障害

- 自閉症スペクトラム障害 (ASD: 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害とほぼ同義)
 - ① 社会性の障害、コミュニケーションの障害、想像力の障害
 - ② 「強いこだわり」が顕在化すると→不適応や就活困難につながりやすい

自閉症スペクトラム障害の学生 どんな学生たちが

● 社会性とコミュニケーションの障害

- ① 変化に弱い(状況の変動に動揺しやすい)特性, 同一性保持傾向, 限局された興味(こだわりをもちやすい)
- ② 見通しを持ちにくい状況, プレッシャー(強いストレス)状況 で動揺(パニック)
- ③ 激しく動揺, 続くと⇒二次障害, 行動化も
- ④ 支援: 見通しを持ちやすくしてやる(構造化, 枠決め)⇒安心, 落ち着くことができ力を発揮

二次障害、行動化

過重ストレス、プレッシャー⇒表出

1. 抑うつ
2. 不安症状、身体表現（緘黙など）
3. 解離
4. 妄想性障害 および
5. 加害的行為（例「ストーキング」、「威嚇行為」）
6. 自殺衝動（例「もう取り返しがつかない」）
7. 不登校、ひきこもり

発達障害の学生 どんな学生たちが

- ① **ADHD, 自閉症スペクトラム障害**では、躓きが生じてはじめて、障害が障害として問題となる
- ② 躓きは,
 - 1) 学部入学前, 入学後まもなくの学習で(外国語, 理科実験など), サークル活動やボランティア活動(対人関係のトラブル)で, 学部の実験科目で, 実習やインターンシップで, 卒業研究で, 就活で,
 - 2) 院進学後, 研究で, 研究室等の対人関係で, 就活で
 - 3) 就職後, あるいは卒業後に, 等々, さまざま
 - 4) ずっと躓きなく職業生活を送るひともいる(この場合, 障害は問題にならないことになる)

発達障害の学生 7タイプ

- 配慮には、「合理的配慮」と「(合理的配慮に比し)より制限された配慮」
- a) 入学前から「既診断」で、入学時から「合理的配慮の申請」の学生
- b) 「既診断」、しかし入学時「合理的配慮の申請」なし、の学生(のちに配慮申請、
- c) あるいはずっと配慮申請無し
- d) 「未診断」で、来談し、躓きが有り、「要配慮」⇒「比較的早期の受診・診断」、「合理的配慮の申請」
- e) 「未診断」で、来談し、「要配慮」、しかし「早期受診に至らず」⇒「より制限された配慮」措置
- f) 「未診断」で、来談し、「配慮不必要」
- g) 「未診断」で、来談しないままに卒業あるいは退学

発達障害の学生 どんな学生たちが

- 入学者の中には, (a)~(f)の学生がいることになる
 1. 入学前から「既診断」で, 入学時から「配慮申請」の学生(a)
 2. 「既診断」, しかし入学時「配慮申請」なし, の学生(のちに配慮申請(b), あるいはずっと配慮申請無し(c))
 3. 「未診断」で, 来談(「要配慮」(d)・・・多数
 4. あるいは来談, 「配慮不必要」(e)
 5. 「未診断」で来談しないままに卒業あるいは退学(f)

未診断学生における障害受容の問題

● 躓き から 障害受容へ

1. 本人の障害受容には親御さんの受容が必要という例が
少なくない

① 親御さんの元で作られてきた価値観, 考え方の枠組み

② 本人の思いはしばしば親御さんの思いと連動する

2. 親御さんの心理

③ 障害を背景とする躓きと認めたくない, 別の理由からの躓きではないか(努力が足りない, 怠けているだけ, 生活習慣の問題ではないか, など)

④ 「子どもを相談・支援窓口に行かせたくない」⇒「一般就労を目指したい」また, 「進路・就職において不利になるのではないか」という恐れを抱いて

支援テーマ 未診断から診断へ

‘卒業できない’ ‘頑張っても就職できない’

1. 未診断学生が躓くとき, しばしば, 受診を勧めることが必要となる
2. 主に, 学生相談カウンセラーに求められる役割であるが, 特別支援相談員のコミットメントも必要となり得る
 - a) 卒後あるいは退学後のひきこもりを防ぐ
 - b) 安心できる卒後の人生への見通しを開きやすくする

事例

事例

障害枠就労のさらなる取り組み

- 障害枠就労による就職・就労継続成功例をもっともっと増やす取り組みが必要
 - a) 雇用側にとっても利益に
 - b) 一般就労での、不適応やトラブル例，増加
 - c) ひきこもり防止対策，メンタルヘルス対策に
 - d) 犯罪防止対策にも

支援：個別支援計画

1. 本人，（保護者），教務担当教員・職員（全学教育，学部教育，大学院教育），特別支援室で集まって，プランニングへ
 - a) 起こりうる躓きの特定，その対応策（必要かつ可能な配慮措置）の協議，決定
2. 随時，経過を見て，プランニングし直す

II. どんな支援が必要となり得るか

☆JASSO「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成23年度改訂版)」が参考になる

1. 修学支援
2. 学生生活支援
3. 対人関係の支援
4. 進路・就職の支援
5. メンタルヘルス支援

どんな支援が 修学支援

1. 初期適応支援 重要

a) 履修計画

b) 登録(完了確認),

c) 学習法

① 登録, サークル, 学習時間, つい無理や過剰に
⇒ 躓き

2. ミスマッチ: コミュニケーションの障害があるのに, コミュニケーション重視の英語の授業を履修?

課題

- ① コミュニケーション重視の英語の授業など、**授業の到達目標(ともなって評価のありよう)**が、他の学生たちと異ならざるを得ない場合がある(聴覚障害の学生、自閉症スペクトラム障害の一部の学生)
 - a) 代替措置？
 - b) それともそうした学生にふさわしい仕様の授業到達目標？
- ② 担当教師の困惑
 - a) どう教えるか？
 - b) 到達目標をどういうものにし、評価をどうするか？
 - c) 配慮 教育の質の向上にも

II. どんな支援が 修学支援

- 授業，試験で必要となるかも知れない支援

- ① 別室での授業

- ② 「授業を支援する情報システムの活用」(今後の課題)

- a) 授業あるいは資料をネット上で見られる

- b) 「授業や視覚資料の音声化」(学習障害 読字障害)

- ③ 別室受験

- ④ 試験問題の音声化(読字障害)

事例

他大学編入をしやすくする仕組み作りを

- ① 精神障害（統合失調症，双極性障害など）や発達障害の学生 家族のサポートが必要な場合がある。

事例

- ② 他大学への編入制度（これも社会的障壁？）の改変が望まれる。

他大学編入をしやすくする仕組み作りを

- 高大接続課題(大学の特別支援担当者と \leftrightarrow 高校の進路指導 交流必要)
- 高校での進路指導
 - a) 「家族を離れ, 成長させる機会としての進学」
 - b) 万一, 親元からの援助が必要なとき, 援助できる距離か?
 - c) 本人・家族と進路指導担当者と検討してほしい
 - d) **ミスマッチ問題**(対人関係がとても苦手なのに, 対人援助職の専門分野へ進学する?, とても不器用であったり, すごくミスをしやすいのにも, 実験系に進む?)と併せて

どんな支援 進路・就職支援の問題

- a. 既診断, 障害者枠就労 障害者就労支援の地域資源へのつなぎ
- b. 既診断, 一般就労 キャリア支援センター, ハローワーク等
- c. 未診断, 一般就労 キャリア支援センター, ハローワーク等

- ① キャリア支援センターと連携, チームを組んで対応することも必要に
- ② 必要に応じて保護者への連絡, 面談も

III. どのように支援体制を構築するか

- それぞれの大学での体制作り
- 東北大学の場合
 1. 関連委員会(学生生活支援審議会と学務審議会)
 - ✓ 学生生活支援審議会のもとに学生相談・特別支援連絡会議
 2. 全学窓口: 学生相談・特別支援センターの中に「特別支援室」
 - ✓ 現在, 担当教員2名(身体障害主担当と発達障害主担当), 職員1名(受付, 事務, その他)

特別支援と学生相談

1. 東北大学の場合

- a) 「学生相談・特別支援センター」内に
 - 学生相談所(相談員6名)
 - 特別支援室(相談員2名)

2. 「合理的配慮」申請学生には(全ての障害について), 学生一人一人に

- 特別支援室相談員(主)と学生相談所相談員(副)の3名がチームで対応
 - a) 「発達障害の診断無し」学生には, 学生相談所相談員(主)と特別支援室相談員(副)の3名で対応
 - b) キャリア支援は, キャリア支援センターと密接に連携, 協働(合同で本人面談, 保護者面談も)

発達障害学生支援における問題

① 発達障害では、躓きが生じてはじめて発達障害の疑いが生じたり、気付かれたりする例が多数

② 支援

- 見通しを持たせる指導(「過重ストレス→パニック↔二次障害」を防ぐことができる)
- a) <診断-配慮申請>に基づく支援(A)
 - ✓ 診断書⇒合理的配慮の根拠
- b) <未診断>診断に基づかない支援(B)
 - ✓ より制限された支援とならざるを得ないが、躓きが生じたとき、ケースごとの支援が必要となる

障害学生への合理的配慮の実際 1

1. 全学教育授業

a) 教育担当理事→授業担当者

b) 聴覚障害学生

c) <困難>学生自身, 配慮申請といっても, 何に困るかがわからないことも

d) 教室や授業形態により難度が変化

e) <配慮>相談員がノートテイク→困難の共通理解→聴覚補償の対応

2. 学部へ伝達(本人, 学部, 特別支援室3者)

- 学部による授業での対応(備え)の検討

合理的配慮の実際 2

1. 全学教育

a) 教育担当理事→授業担当者

b) 肢体不自由

c) <困難>バス停→教室→別教室への、荷物を
持った移動の困難

d) <配慮>座席位置, 「凍結時通路をふさぐ
自転車→遅刻」への対応, ロッカー設置の
配慮

2. 学部へ伝達(本人, 学部, 特別支援室3者)

- 学部による対応の検討

合理的配慮の実際3

1. 全学教育

- a) 教育担当理事→授業担当者
- b) 発達障害(自閉症スペクトラム障害)
- c) <困難>登録科目過多→パニック, レポート締め切りの過重ストレス→パニック
- d) <配慮>登録科目数の適正化支援, 授業担当者へ, **SLA(学習支援センター)活用**, 相談員と本人でレポート締め切り期限延長の願い
- e) 「安心感」→すべて, 期限内に提出

➤ **SLAと連携 教える側の困惑→活用の仕方を教示**

障害を持つ留学生の支援

1. 学習障害
2. ADHD
3. 自閉症スペクトラム障害
4. 精神障害（発達障害以外）
5. 聴覚障害, など

受入，初期適応

1. 受入時のやりとり，および初期適応，とくに重要
 - a) 受入にあたり：学生・先方大学との間で，確認必要
 - b) (学生相談・特別支援センター)特別支援室と部局が連携して，必要な配慮，求められる配慮についてできるだけ明確化する
2. 初期適応：必要かつ可能な配慮に関して，来日後の1～2ヶ月の支援，見守りが重要
 - c) 支援を欠くとき，抑うつや，対人トラブルが生じやすくなる

留学生の相談

本人,あるいは関係者から

- 1) 学業・研究の躓き＋対人関係の悩み(教員や研究室メンバーとの)
 - ✓トラブル, ハラスメント被害, など
- 2) 対人関係(家族, 友人, 恋人)
- 3) メンタルヘルス失調

留学生 メンタルヘルスの失調

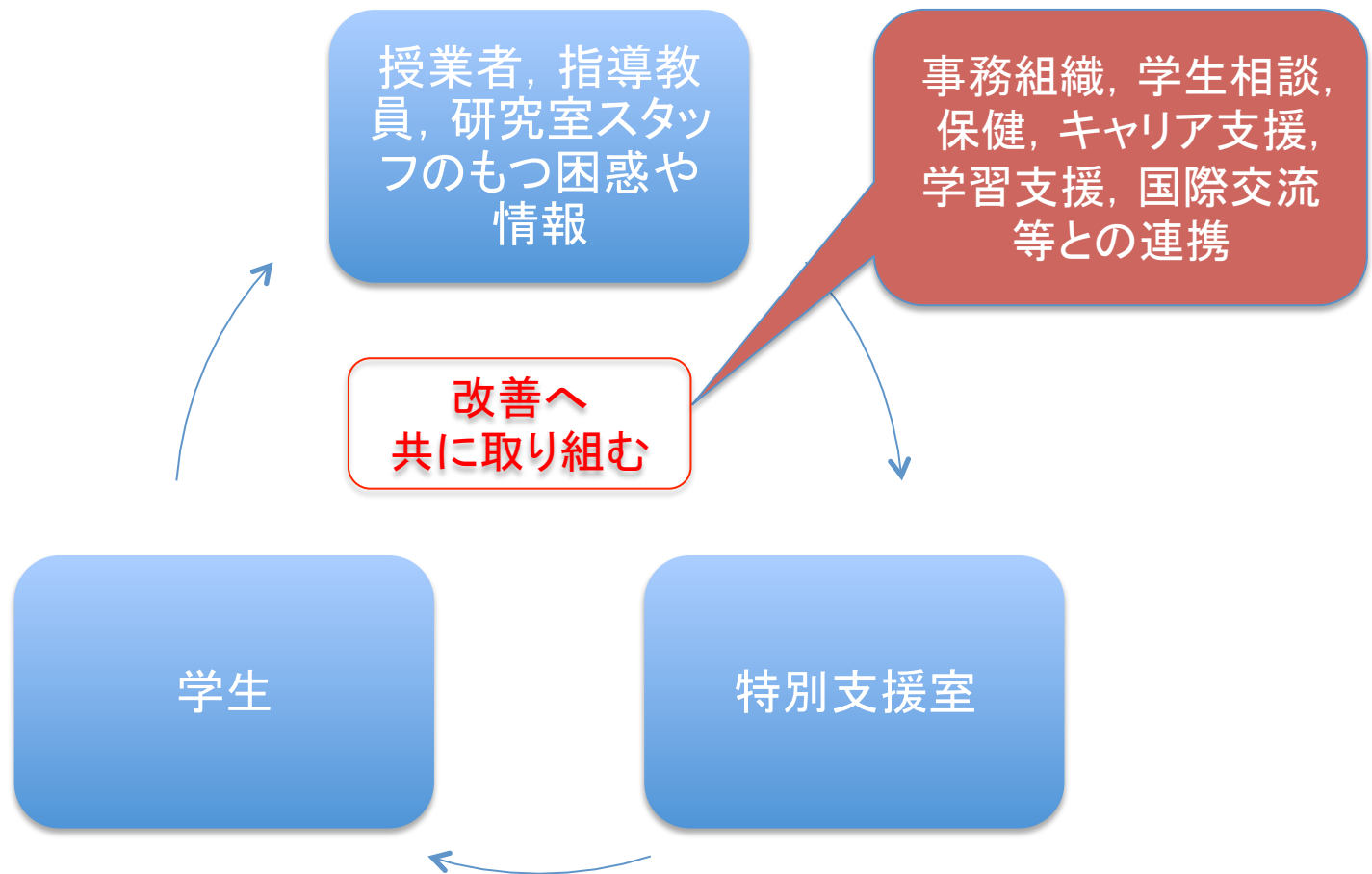
1. 妄想性障害(心因反応、)統合失調症
2. 抑うつ, 自殺企図
3. リストカット, 嗜癖
4. ひきこもり
5. 他者攻撃, ストーカー行為

留学生

障害やメンタルヘルスの失調への対応

- 学生相談・特別支援センター（特別支援室，学生相談所）への相談↔保健管理センター（精神科医），事務室・教務係（奨学金など）
- a) 医療，環境調整，関係調整等の支援で修学継続可能か，帰国（いったん，あるいは退学）が適切か？
- b) 心因反応では多くが帰国で回復（コミュニケーション不全が助長→受入時，本学の日本語の授業コース履修を勧めたい）
- c) 単位取得不良状態 じつは ひきこもりの例も
- d) 他者攻撃，ストーカー行為→事件の例も

person-environment fit ^ (人-環境適合)



ご清聴ありがとうございました